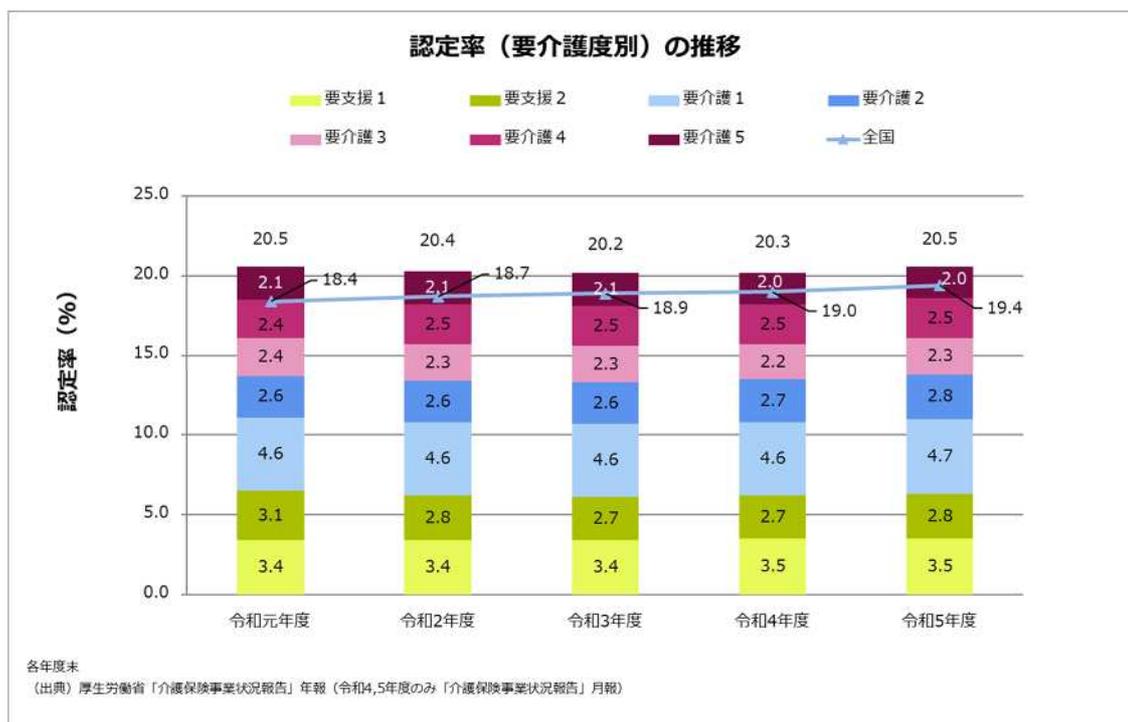


「見える化」システムを活用した地域分析（令和6年度）

国の地域包括ケア「見える化」システムを活用し、本市の介護保険事業の特徴の把握やその要因を分析するため、要介護認定率、受給率、一人当たりの給付費について、他都市との比較等の地域分析を行った。

1 要介護認定率

(1) 要介護認定率の推移



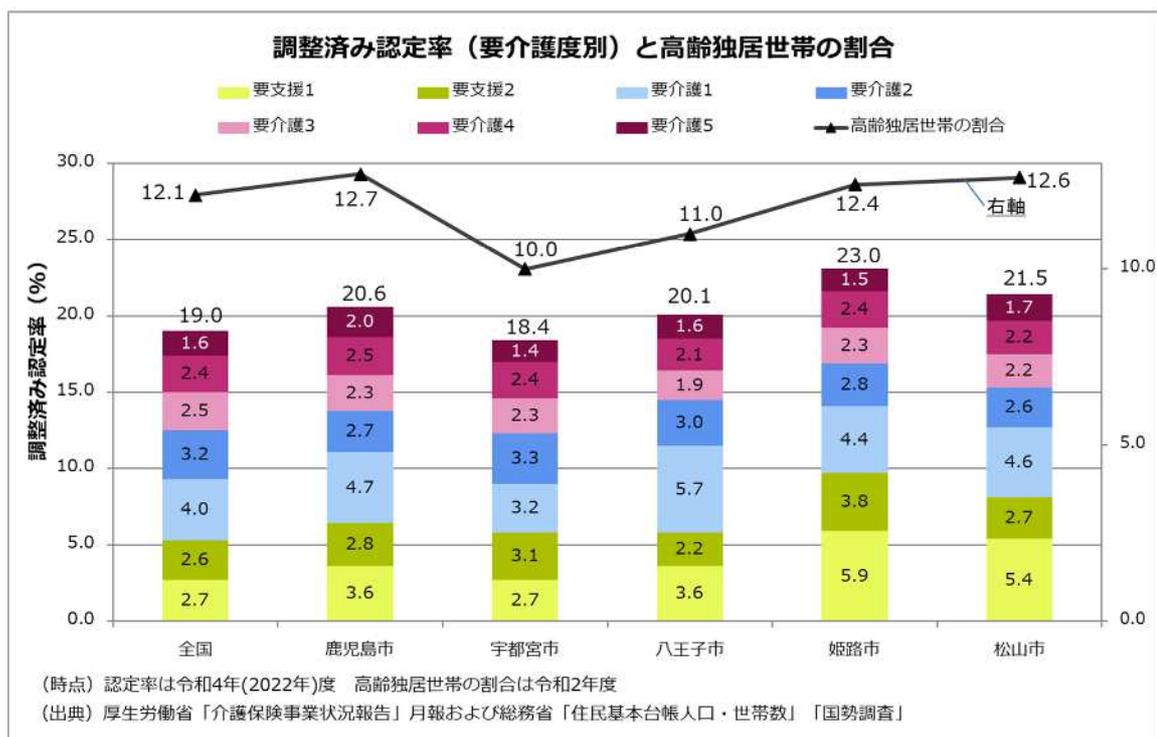
※「認定率」とは要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数で除した値

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、表示されている合計と各認定区分の合計が一致しない場合がある

(特徴と要因分析)

- 本市認定率は、全国平均値よりも高く、令和3年度からわずかに増加傾向にある。一方、全国平均も増加傾向にある。
- 全国平均に比べて、本市の増加率が緩やかである理由は、比較的認定率の高い後期高齢者の割合の増え方が全国と比べて緩やかであることや、通いの場等で実施している介護予防の取組等により、高齢者の健康志向が高まったこと等が考えられる。

(2) 認定率と高齢独居世帯の割合（他都市（中核市4市）との比較）



※ 比較に当たっては、全国平均に加え、同規模の都市として、中核市のうち50万人以上で高齢化率25%以上の「宇都宮市」「八王子市」「姫路市」「松山市」の4市を比較対象とした。

※ 「調整済み認定率」とは、認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率

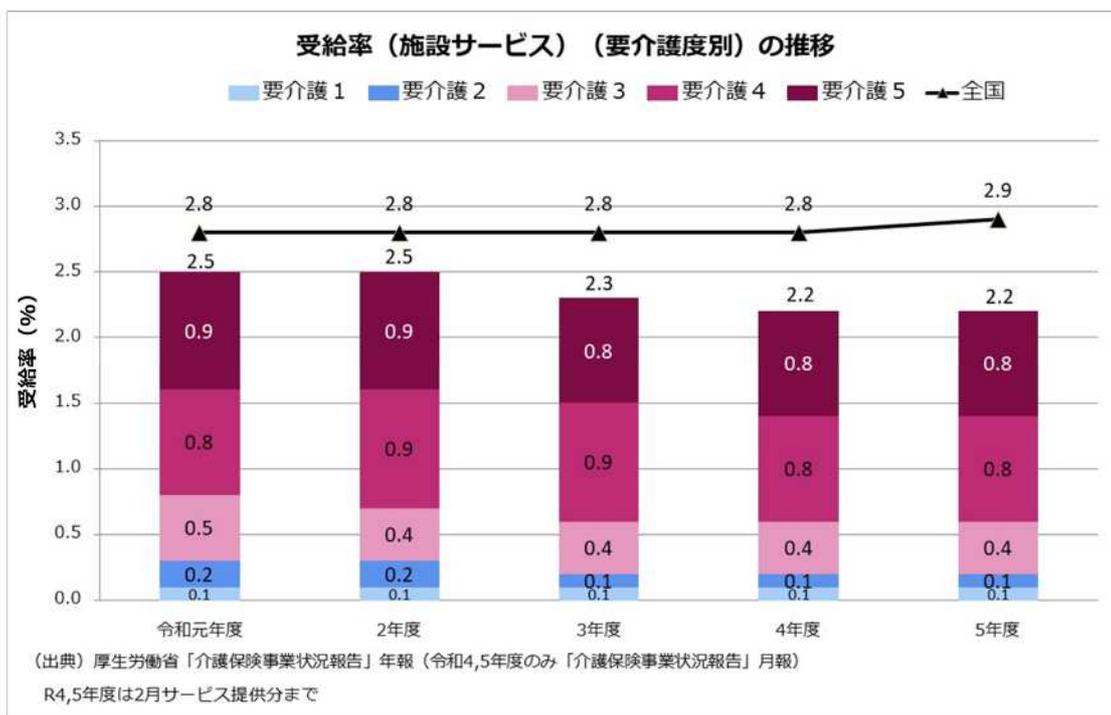
※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、表示されている合計と各認定区分の合計が一致しない場合がある

(特徴)

- 本市の高齢独居世帯の割合は12.7%と全国平均や4市よりも高い。
- 本市の調整済み認定率は20.6%で全国平均19.0%よりも高く、4市平均20.8%よりは低い。
- 高齢独居世帯は、要介護状態になり始めると、同居家族がいる場合よりも介護保険を利用する割合が高いと考えられることから、調整済み認定率との間に一定の相関があることが伺える。

2 受給率

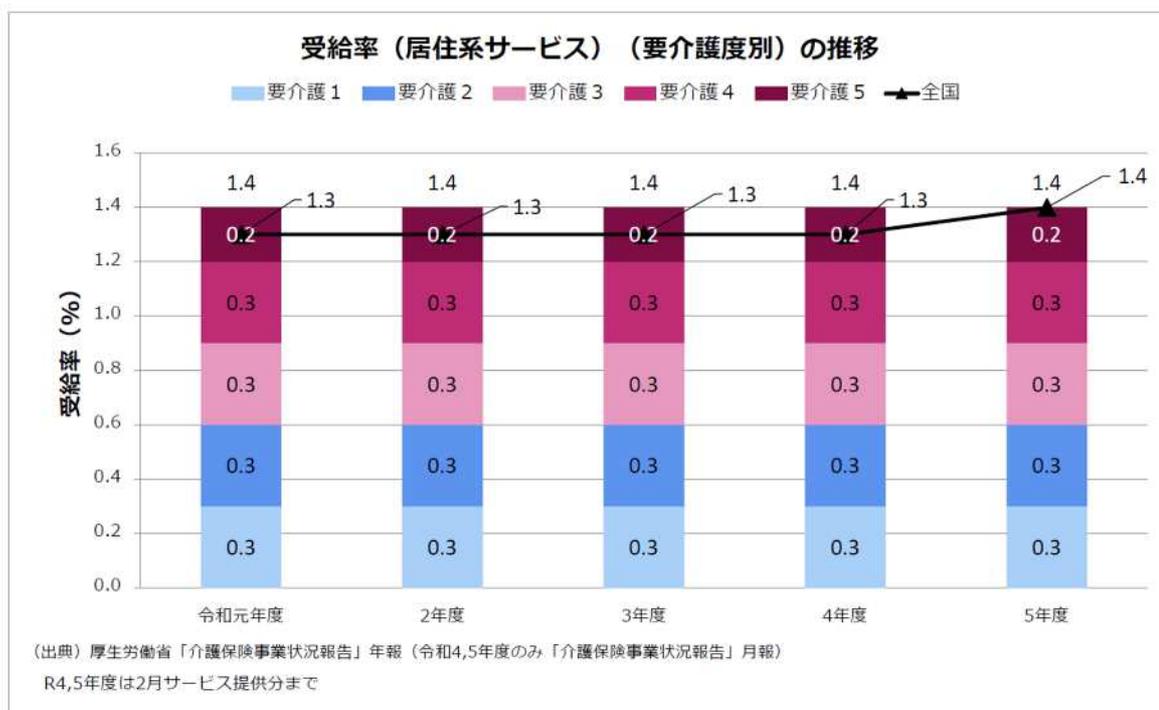
(1) 施設サービス受給率の推移



※「受給率」は、当該サービスの受給者数の最新月までの総和を、第1号被保険者数で除した後、当該年度の月数で除した数（以下同じ）

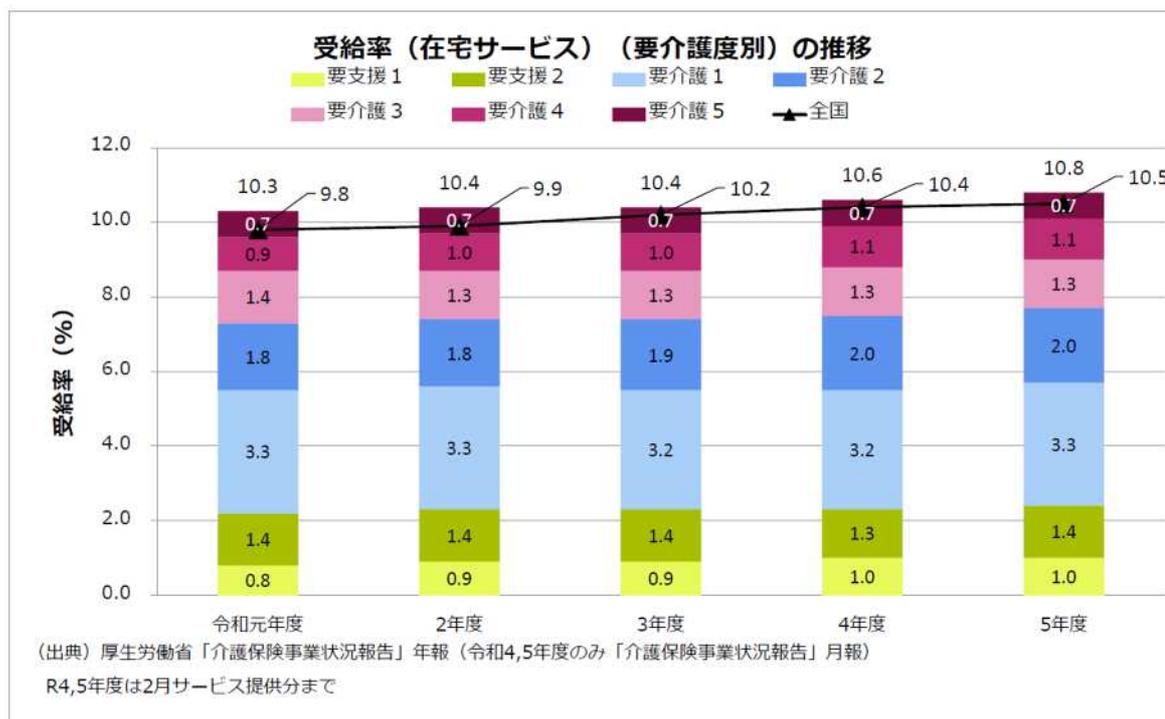
※「施設サービス」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

(2) 居住系サービス受給率の推移



※「居住系サービス」とは、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

(3) 在宅サービス受給率の推移

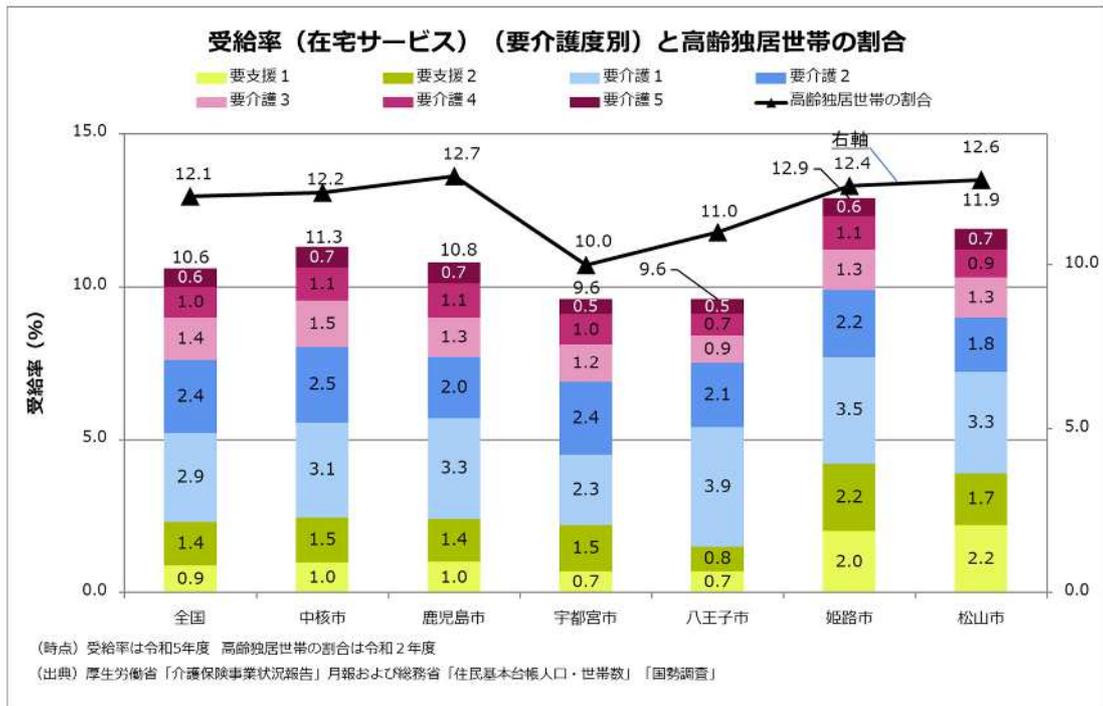


※「在宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、短期入所療養介護（介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

(特徴)

- 本市の施設サービスの受給率は全国平均より低い。居住系サービスは全国平均と同じで、在宅サービスの受給率は全国平均よりもわずかに高くなっている。
- 施設サービスの受給率は、全国平均は横ばいで推移しているが、本市は近年減少傾向にある。
- 居住系サービスの受給率は、本市、全国平均ともほぼ横ばいに推移している。
- 在宅サービスの受給率は、本市、全国平均ともわずかながら増加してきている。

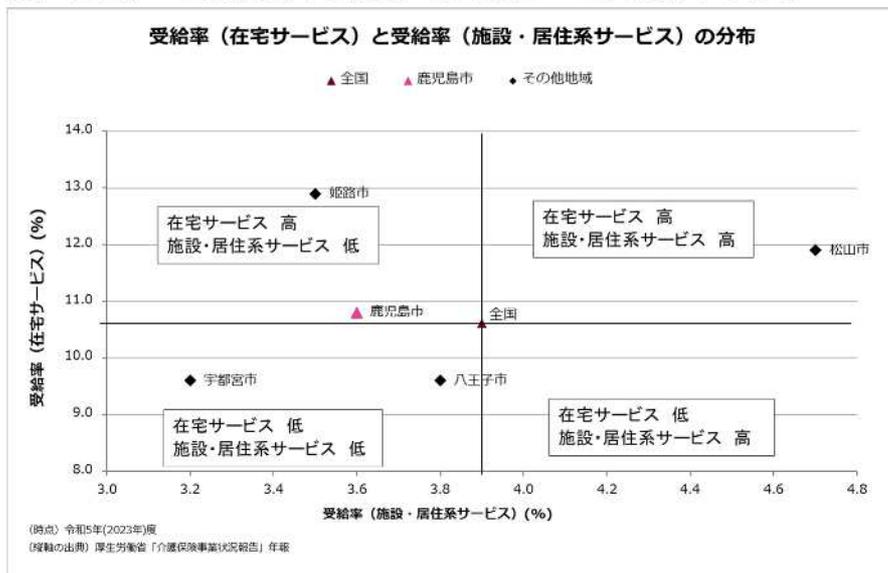
(4) 高齢独居世帯の割合と在宅サービス受給率（他都市（中核市4市）との比較）



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、表示されている合計と各認定区分の合計が一致しない場合がある
 (特徴と要因分析)

- 本市の高齢独居世帯の割合は、全国平均や4市よりも高くなっている。(中核市62市の中では高い方から24番目)
- 本市の在宅サービスの受給率は、全国平均より若干高く、4市平均11.0%より若干低くなっている。(中核市の中では高い方から41番目)
- 高齢独居世帯は、認定率の場合と同じく、要介護状態になり始めると、同居家族がいる場合よりも在宅サービスを利用する割合が高いと考えられることから、在宅サービス受給率との間に一定の相関があることが伺える。

(5) 在宅サービス受給率と施設・居住系サービス受給率の分布

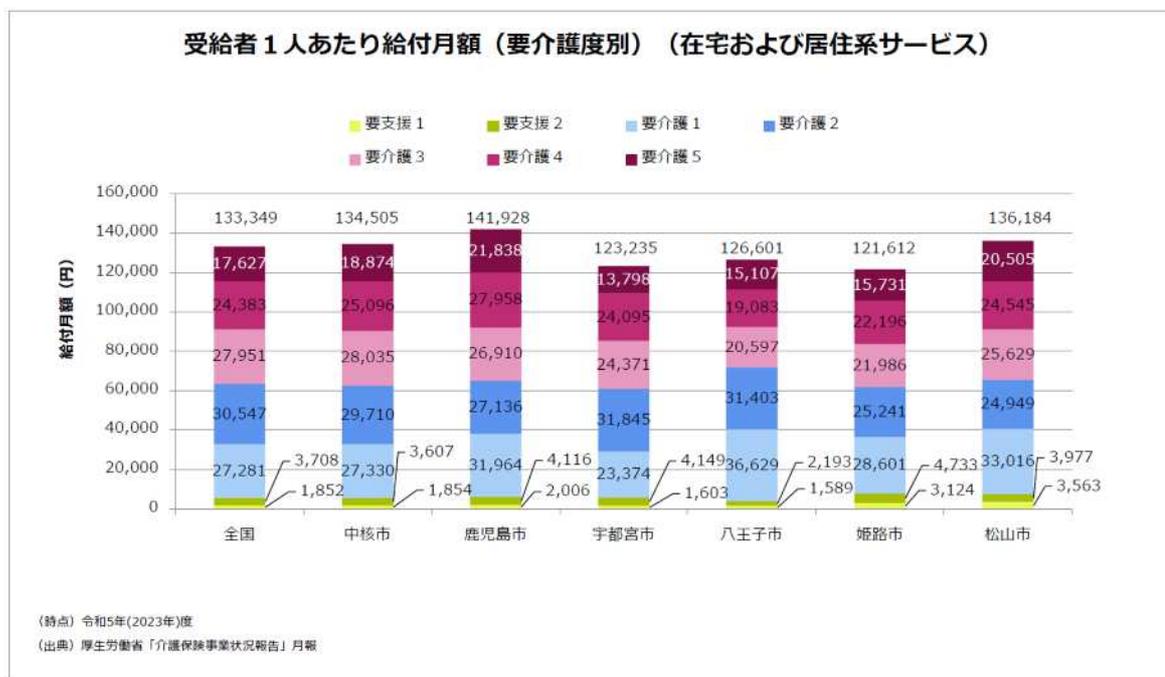


(特徴)

- 本市は比較的中央に近く、サービスの受給のバランスは、ほぼ平均的と言える。

3 受給者 1 人あたりの給付月額

(1) 在宅・居住系サービスの受給者 1 人あたりの給付月額



※「受給者 1 人あたり給付月額（在宅および居住系サービス）」は、在宅および居住系サービスの給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数

※ 利用者を重複してカウントすることを防ぐため、在宅サービスの受給者については、介護予防支援・居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の 3 サービスの受給者総数の総計を概数として利用する。

(特徴)

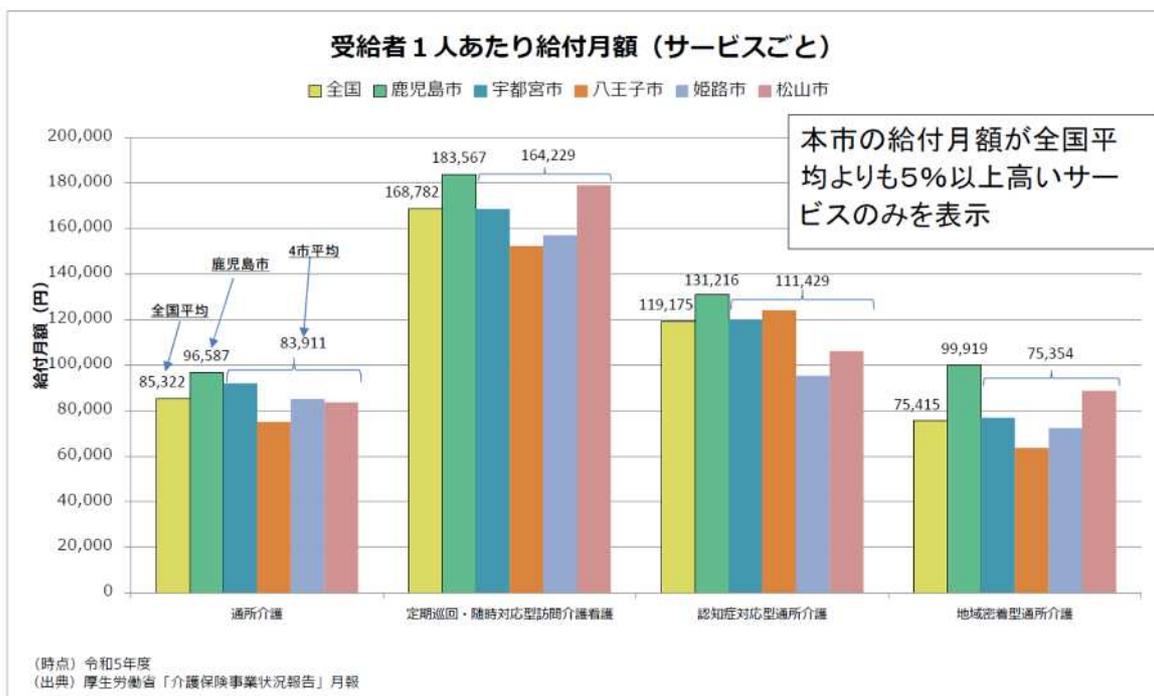
- 本市の在宅・居住系サービスの 1 人あたりの給付月額は全国平均や 4 市よりも大きい。
(中核市の中では高い方から 12 番目)
- 本市の在宅・居住系サービスの 1 人あたりの給付月額は前年度より、2,509 円 (1.8%) 増加した。一方で中核市全体では平均 3,002 円 (2.3%) の増加であり、増加額・率ともに本市は中核市平均を下回っている。
- ※ 全国平均は 3,277 円 (2.5%) 増

(2) サービス別の受給者1人あたりの給付月額(在宅・居住系サービス)

(単位:円)

	鹿児島市	全国平均	4市平均	対全国平均比
訪問介護	56,989	80,137	79,128	71.1%
訪問入浴介護	64,601	63,565	61,954	101.6%
訪問看護	36,545	41,912	38,445	87.2%
訪問リハビリテーション	35,617	34,635	34,792	102.8%
居宅療養管理指導	10,885	12,803	11,028	85.0%
通所介護	96,587	85,322	83,911	113.2%
通所リハビリテーション	58,285	59,522	55,729	97.9%
短期入所生活介護	84,513	106,586	97,033	79.3%
短期入所療養介護	78,971	90,663	96,304	87.1%
福祉用具貸与	12,420	12,109	12,259	102.6%
特定施設入居者生活介護	184,254	187,915	185,291	98.1%
介護予防支援・居宅介護支援	12,781	13,158	12,421	97.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	183,567	168,782	164,229	108.8%
夜間対応型訪問介護	-	39,327	14,416	-
認知症対応型通所介護	131,216	119,175	111,429	110.1%
小規模多機能型居宅介護	177,359	193,876	193,846	91.5%
認知症対応型共同生活介護	258,119	265,725	266,669	97.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護	197,832	200,937	-	98.5%
看護小規模多機能型居宅介護	240,933	264,522	267,211	91.1%
地域密着型通所介護	99,919	75,415	75,354	132.5%

※太字は本市の給付費月額が全国平均よりも5%以上高いサービス



(特徴)

- 「地域密着型通所介護」が全国平均の132.5%と最も高くなっている。
- 給付月額が全国平均よりも高いサービスとしては、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のほか、「通所介護」、「認知症対応型通所介護」、「地域密着型通所介護」と通所系のサービスが多い。

4 特徴と要因分析を踏まえた今後の対応方針

本市の特徴の一つとして、高齢独居世帯の割合に比べ、在宅サービスの受給率が低いことである。（「2 受給率（4）高齢独居世帯の割合と在宅サービス受給率」参照：高齢独居世帯の割合と在宅サービス受給率に相関関係があると考えられる）

この受給率が低い要因の一つとして、介護保険制度の理解が不十分で適切なサービスを受けていない人がいる可能性もあることから、地域の現状や保険者として制度の理念や多様なサービスについて、地域の民生委員等を通じて情報提供する等、普及啓発活動をさらに推進していくこととする。

また、本市の在宅・居住系サービスの受給者1人あたりの給付月額が全国平均等に比べ高くなっている。特に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のほか、「地域密着型通所介護」などの通所系のサービスが高くなっている。（「3 受給者一人当たりの給付費（1）在宅・居住系サービスの受給者一人当たりの給付費月額、（2）サービス別の受給者1人あたりの給付月額（在宅・居住系サービス）」参照）

地域の特性もあることから一概に問題とは言えないが、この分析結果をケアプラン適正化指導検討会の関係者で共有して、自立支援に資するケアプランが適正に作成されているか、特定の事業所において区分支給限度基準額に占める給付費の割合に偏りがいないかなど、重点的にチェックしていくこととする。